

きた古人を知る事が出来るのではないかと思ふ。
花押の研究の如きも、其所まで進まなければなら

ないと思ふ。さうしたら人物研究の如きも必ず新
生面を開拓し得るのではないかと思ふ。

尋尊僧正と時勢 (下)

牧野信之助

尋尊の絶叫した三寶滅亡の聲は、同時に自己の
階級の滅亡であり、もつと直截に云へば、自己の
經濟的生活の際い脅威である。故に寺運日に非
なる渦流の中に喘えぎつゝ出來得る限り現状維持
に努力した。その手段こそは全く一生懸命であつ
た。その常軌を逸した行動の中には頗る猛烈なも
のがある。彼は大乘院と一乘院との寺領を比較し
て、そのあまりの懸隔に悲觀したと見え、文明元
年十一月の記事には、一乘院寺領が大和一國の三
分ノ二に及べるに言及し、之に比して大乘院領は

九牛の一毛に過ぎずと云ひ、一乘院末の吉野の如
き有福な巨刹が嘗て大乘院領であつたことを記し
つゝ、現在の第一末寺長谷の如きは吉野に比して
二十分一の收得しかないことを繰返してゐる。こ
の苦しき嫉妬の念は同門の經覺の上にも及ばされ
た。尋尊對經覺の感情疎隔は前述の如くであるが
尋尊の心底には、第一經覺の財産が豊富であるこ
とを嫉む潜在意識をどうすることも出來なかつ
た。故に日記の中には隨所露骨な批評を浴びせて
ゐた。

然し尋尊の最も鮮明に澎湃として押し寄せた時代の濤を押し切つた手腕は、彼の庄民に對する處置に見ることが出来る。そして一面には、痛ましい爭議の爲めに傷ついて行く無智な百姓と、無理解な領主とをそこに見出すのである。勿論尋尊の對庄民關係にありても、當時諸庄並みの式足りを以て、一應は是非を盡してその窮境を述べた場合

もないではない。一殿下御下向旁京都衆濟々御坐之間、朝夕等進物及三四年備進無盡期條門跡迷惑也、仍去年月迫諸庄之用米事仰付之、則所々致其沙汰了、其余于今無沙汰之間、近日令致催促者也、且無先例之旨種々雖歎申入今今度事ハ別段事也、殿下如此永々御坐事無其例上者、又如此新儀等不被仰之者、必門跡難義可出來上者、不可及是非之由、念比ニ仰付之了、(中略)合六十四ヶ所也、段錢致其沙汰庄々

也」とくどくしく縷述した用米賦課の一例は、亂を避けて興福寺に寄留した乃父兼良の場合であつて、僧正としては最も穩當な出方であつた。然し誅求に勞れたる庄民は、無條件で之を受け入るゝ筈はない。二度目の記事は漸く強請の氣配を見せ、三度四度と嘆訴の重なるに従ふて僧正の決心は強硬になつた。そして仔細を盡した陳狀も、結局「不可叶と仰了」で終つてゐる。

斯して、僧正は或場合にはその命令に服しない庄土に對しては、巧みに他庄を利用して之を威赫せしめ、以て寺門の爲めの大慶となしつゝも、猶下剋上神威を失する點にあつては、悲嘆の限りなりと云つてゐる。その對庄關係の最極端な例としては、或は家屋の破壊を命じ、若しくは放火を以て懲懲の目的を達せんとするに至つた場合がある。斯る例證を念入りに搜したならば、大乘院を中心として見たる當時の小作爭議史はわけなく作り上

げられるであらう。然し其等の條項の逐條論議はこの小篇には餘りにモノトーナスであるから、唯一つの事件を抽出し、割合に具體的の縷述を試みて僧正の對庄民策の一瞥に代へたいと思ふ。

春日社兼興福寺として、猶適切に云へば大乘院の主として支配してゐた諸庄の中、最も重大なものに河口及坪江庄がある。共に越前坂井郡に所在して、河口は面積六百町、白河院時代の寄進に係り、坪江は一百町に加ふるに三國の海港を有ち、前記した如く後深草院の御寄進以來絶えず南都にその養米を輸してゐる。僧正の日記中に「北國」と見えるのは、主としてこの庄を指すのである。

問題の争議は長祿四年にその發端を示した。即ち同年九月田樂頭數三萬疋の所課は、醜い葛藤の禍因を惹起したことである。この賦課に對する庄民の態度は、言下に之を延引することであつた。

その中文の主旨は、式足りの地方的旱損水損若しくは兵禍を誇大したのではなく、稀有の凶歳を理由とした。「河口庄百姓注進、自去去年冬_二至_三五月_一餓死分九千二百六十八人云々、又逐電分七百五十七人、以上河口惣庄分」として、雜事記寛正二年七月二十日の條の書付がその慘状を示して餘りある。餓死分に「或世間事」と傍書してあるのは、或はその方が正直かも知れないが、何れにしてもこの凶天の下にあつて、臨時の所納は不可能であつた。庄民の正式に陳狀を捧げて上洛したのは、二年七月のことであつた。然し僧正としては、昨年完納すべきを一ヶ年の猶豫は以外の事として、免除延引共に叶ふべからずとして使者を追返してゐる。然し猶在留中の使者は、當年は一百貫、殘額二百貫は明年に延期を申出したが、之亦容るゝことならなかつた。月を超えて九月、百姓の多數は歸國したが、殘留のものゝ陳上では、段錢の

中四五千疋を當年納入のことゝし、次に例年の年貢は十郷平均して大約五割に減額せらるべきを提議した。彼は不及返事として之に應じなかつた。事件は交渉の度を重ねる毎に險惡になり、遂に僧正は發動的に寺官を上洛せしめ、滯京中の朝倉彈正に會見せしめ、併せて河口坪江兩庄段錢の前例を示すところがあつた。見易い爲めに表示すれば次の如くなる。

寶徳四 造門跡段錢(段別百文)

河口庄六百貫文 奉行分二十貫文

坪江庄百貫文 同 五貫文

享徳三 維摩會講師用段錢(段別百文)

河口庄五百廿貫文 同 二十貫文

坪江庄八十貫文 奉行分五貫文

康正二 造大内裏用段錢(段別五十文)

河口庄三百貫文 同 二十貫文

坪江庄三十三貫文 同 五貫文

即ち最近十年間に於て、三回迄、兩庄は斯くの

如き多額な臨時賦課を完納した前例を有してゐることを示し、平均三年一回のこの強請が、ともかく意の如く行はれたるを以て、丁度この週期に當つて是非とも容求を充させやうと考へた。而して此場合特に注目すべき現象は、尋尊として可成直接に庄民との折衝を避け、之に代ふるに頗る巧明な手段——庄民に對して直接の脅威者を指向け、威赫手段を執つたことである。即ち尋尊の使者が朝倉彈正との會見は何の必要があつたか。朝倉彈正は、南北朝の初期越前に下つた、但馬日下部の一流の後裔孝景(普通に敏景)その人であり、後應仁亂に東軍一方の雄として守護を仰付かつたのであるが、彼等豪族の習はしとして、國中有徳な諸庄に縁引して表面領主の配下に立ち、漸次その庄地を蠶食し實權を掌握した。彼は甲斐織田などの面々と共に斯波家の家臣に列したが、他方にあつては、立派に諸庄、就中興福寺領の庄官として

勢力を扶殖しつゝあつた。興福寺側では職人として之を使用した。職人とは當時興福寺領にあつて庄園若しくはその所屬の諸座に通じて或種の庄官を呼稱したもので、一面から云へば彼等の中には請負者が大多數を占めてゐる。この請負者、即ちブローカーの發達は、庄園の管理上の通則から云へば、直務即ち直接支配と相對するものであつて領主に對し一定の請負料を支拂ひつゝ庄園管理を委任せられ、利益を獲得しやうとするもので、庄園の衰退に非常の關係があり、又たその過程には見るここの出來ない現象であつた。今尋尊は、その職人中の勢力者である朝倉を使役して、爭議の展開に着手したのである。そして日記のこの日の條下に、三荷唐布を朝倉方に遣すとあるのは、勿論單に一遍の時宜では無かつたらう。朝倉は豫期の如く大乗院宛に請文を提出した。その全文、

任先例一段列百文河口庄六百貫文奉行方二十貫文坪江庄分百貫文奉行方五貫文各早々可進上候、則當年中必可完進仕候、縱如何様之難義子細候共、此段文不可違變申候、仍請文之條如件。」と見える。即ち大乗院の庄官としてその爪牙となり、飽く迄誅求の目的を達成すべき旨を誓言したのであつて、附記して、下國直接の催促には、その弟久侍者之に當るよしを告げてゐる。電光の如き感情を押え切ることの出來ない僧正は、隨所に手厳しい言句を書き付るのを常としたが、この請文の直ぐ次の條下に、朝倉彈正が、將軍から越前越中兩國より七ヶ所の領地を給付せられたこと、並びに越前守護代たる旨の内書を得た趣を載せてゐる。之は強ち尋尊が自家の代官の勢力を強めるが爲めに幕府へ手を廻してかくあらしめたと考へるべき筋のものではない。蓋し彼の勢力が幕府の重用するところとなつて、恰もこの時機に偶然斯

「越前國河口庄坪江庄田樂段錢事被仰付候、仍

くなかつたのであらうが、然しこゝへ麗々しく書付けられたのは、尋尊の心的状態から推して、心強き部下の職人としての朝倉を筆太に塗り上げつゝ、一方に庄民の屈服を豫想した。捷ち誇れる躍動を思はしめるものがないでもない。日記には續いて月の二十日四十餘名の同類下國の由を記し、久侍者は少し遅れて二十四日進發のことも連記してゐる。月を越えて十一月には、果然庄民側の狼狽その極に達した情報があつた。尋尊の謀略がその圖に的中したのである。

庄民として、何よりも苦手である朝倉の發向は到底如何ともすることの出来ないものであつた。愁狀相次で至り、切々妥協策を申入れた。その主意は、賦課總額の中四百貫を二ケ年分納とし打切りとなさんとするにあつたが、繰り返して、朝倉の下向は庄家の大儀たるべきを以て、之を中止せられんことを切言した。然し捷ち諂つた僧正は之

の衷言を聽入るべき由もなく、彼の言を繕りて云へば、「百姓沙汰次第無是非者也、成二只今一」如此申狀比興次第の一句を浴びせる丈けであつた。そして朝倉を發向せしめた理由としては、彼はもとより庄内本庄郷河口庄を十郷に分つ以下數ヶ所の職人たる以上、紛れもなき南都奉公の仁である。然も新規に任命した職人ではなく、累代の庄官として、今斯る任務に就くのは當然の奉公である。それは寺家としても左右すべからざる旨を告げてゐる。この種の詭辯があつた然しながら透徹した論法は、實に尋尊の得意とするところであつて、屢々その類例を見出すことである。斯くして新規交渉の三百貫減額、并びに朝倉召返しは共に採用し難き旨を嚴達した。於之庄民は一切經衆を動かして、その申次により、更らに段錢は三百貫納入、その中二百貫は當年、百貫は明年とし、猶朝倉の召還を迫つた。尋尊は納入額の異變——前月には四百貫

と云ひ、今亦三百貫に減額せるを怒り、猶督促使の召返しは思ひもよらざる旨を復牒した。使者は

この強硬の態度を見て、更らに庄民側の威赫手段を進行した。それは萬一、庄民側の申出しにして行はれざる場合には、逃散を決行すべき旨を以てした。附言して「其時は御供米以下可違亂、然者神前勤行可退轉者也、其時者可訴申京都候、檢校所と供養可爲不和者歟、アワレ供養取申時朝倉方事御變易候へかし」と迄切言した。庄民の逃散が庄士の荒廢となる事例——彼等が常套手段として、領主に復仇の方便を講ずる最後の方法であることは、この世間馴れた老僧正には、あまりに知れ切つた事例であつた。然も庄民の内兜を見透した彼は、頑として之に應じなかつた。「行末可逃散かどて、可催促者を可聞事如何、若左様之儀出來候者、其時之事也。只今可違變條不可叶者也。」と云ふのは、如何にも捷ち諍つた

當年の頑強な一領主の節を見出すに適はしい捨言葉であつた。

斯して寛正二年中は、十二月に入つて猶紛儀は治定するに至らず、尋尊は切りに前例を繰り返し庄民は目前の窮狀を縷述して互に下らなかつた。その結末の詳細は日記では少しく鮮明を缺いてゐるが、大體僧正側の主張が多く納れらるゝこととなり、亦庄民側の妥協策——減額と朝倉退去も兎も角通つたらしく、三年二月以降、漸次段錢納入の記事が見える。三年に互る争議は、斯くの如くにして終結した。然し事件終結に間もなく、別に寛正四年二月の河口庄民の捧げた態狀には、朝倉非分の題目種々申付堪へ難く、百姓多く逃散せるを以て、その改廢を申出てゐる。斯る愁狀を早くも手にしなければならなかつた尋尊は、如何にこの皮肉の應報を眺めたことであらう。

我等はこの争議を通じて考へさせられる多くの

問題を握み得るが、殊更領主側から職人——職業的管理人を派遣してこの問題を取扱はせた點に、時代の反映を見出すことが出来ると思ふ。斯くして領主側からは利用したと思はれた職人が、その被依頼者側としての強味を以て、一層庄土を背景としたる自己の勢力を強大に扶殖しつゝ、抜くべからざる根據を培養し、その培養臺の滋養分を満喫しつゝ、それを踏臺にして、名實共に完全な領主として化成した。之は唯一職人朝倉のみではない。中世末の諸領主を通じて看取される現象であつた。

庄園の外に門跡領として収入の目的物となつたものに座がある。日記の長祿三年五月の條には、當方座として四十餘座を列記し、別に、尋尊の自筆になつた大乘院門跡領目録には二十餘座を擧げてゐる。その兩者は如何なる風に書き分けられて

あるか詳かでないが、紺座鹽座番匠座の如き相當に規模の大なるものから、心太蓋などの極めて鎖細なもの迄を包括して居り、その多くは興福寺附近に所在したが、中には奈良以外に本座を有するものもあつた。此等の座の收益が、院資を補ふに力あつたことは勿論であるが、頻出する座商間の紛争に當つては、僧正一流の銳鋒を以て、その所屬の座を辯護した例は隨所に見えてゐる。但し、總體的に座の管理、及び收得等に關する實例を見るべき記事は見當らない。唯一ヶ條、文明五年三月二十七日の條に「一、大乘院座鹽駄問識任命、百二十疋給ノ中三十疋ハ一乘院、餘ハ大乘院、馬一疋一ヶ月百文年貢、同方ヨリ一貫餘文ヲ門跡ニ出ス、平群郡立野龍田世屋等ノ商人也。」とあるのが、不十分ながら、而も貴重すべき具體的一例證となつてゐる。

市についても、彼は抜目なく種々の方面から之

を保護しつゝ、收益の目的たらしめた。彼の應永二十一年に成立した一乘院と聯合の南北今の三市の如きも、一時中絶したが、長祿四年五月その北市再興に際し、六方衆の反對に會して、極力開市を主張したことがあり、又他國商人の入國に對しては、必ずしも之を禁止すべき主張を有たず、公

事の徴收を沙汰すべきと云ひ、文明十七年七月、元興寺南大門前に於ける馬市の開市の際などでもそれは直接關係のないことであつたが、「可然興隆事也、近郷繁昌也」と、何となく思ひのまゝを書きつけてゐる、この一句は又一面尋尊を通じて見出される主張である。されば敵味方を問はず、亂離の世に際して、第一に關所の設立と交通の妨害を非常に嫌惡した。それには前述した如く、皇室をすら山城の關所造營の爲めに之を批難した——尤もそれは所領の年貢運送に支障を來す點が主因をしてゐるものゝ、交通と商業と云ふ着眼點

から、一面之を論議した點は認めざるを得ない。斯くして南山城の國民一揆の如きすら、一揆そのものには深き嫌惡の情を有してゐるに係はらず、その議決した關所撤退の一點については、會心の喜悅を表明してゐるのである。

以上は、尋尊自身に關係の極めて密接な事件を歴擧して、その抱懷した意中を忖度した積りであるが、我等はその日記を通觀して、他の一面に、尋尊が何よりも最も多くの興味を感じてをつたふ思はれる一事件に、支那を對照としてゐることを見逃すことは出來ない。それは既に前回に、博多の唐童哀唱の悲劇を寫してゐたことも一例となすべきであり、その他大内氏の素性が、日本人に非ずして蒙古又は高麗人と稱せられ、最初移住した多々羅濱の地名を氏としたことを、さも面白げに筆記してゐるのも、矢張彼の性好の一つと見ていゝ

であらう。然し、左様な聞きは誰も日録隨筆にはあり勝ちの事で、あながち我が僧正を待つ迄もないことである。唯、我等の頗る興味を惹くことは支那と云つても特に渡唐船について、如何に熱心に繰り返しつゝ之を詳記してゐる點である。論者或は云ふであらう。室町時代と云へば、彼の幕府の天龍寺船の派遣以降、貿易船の往復は頗る盛行せられ、支那事情の歴記などは、當時の記録には寧ろ尋常事であつたらうと。勿論尋尊はその門跡世代中貿易船の派遣に加入したことは無かつたら、日記にも直接貿易に當つた記事は見るよしもない。唯、一貿易關係者を通じて聴取した聞書が主でもある。然も我等が特に此等の記事に興味を有つ理由は、尋尊が之を丹念に書き留めた動機である。其程彼はこの題目の下に多くの日記の場面を埋めたのである。

實際渡唐船の記事は、我等の一通り通讀したと

ころでも、日記及び尋尊の雜記類を加へてその個所十二三ヶ所に及んでゐる。それは彼が得度入室の翌年十二歳の時から四十六年間奈良にあつて、常に大乘院に出入して居つた天竺人西忍に聽かされた筆録である。西忍は渡唐船の乗組人として場敷を経た船頭である。但し十二三回の何れも可なり詳細な記事も、筋は比較的簡短で、永享四年度享徳元年度、以上二回の場合を示すに過ぎない。而も永享四年には尋尊は未だ襦袢中のことであり享徳元年にあつても、大乘院に於ける位置は云ふに足らなかつたのであるが、それを殊更度重ねて書きつけてゐるのは、一には前者には大乘院の船がその列中にあり、後者には末寺多武峯の貿易船が加はつてゐたこと、西忍が自ら渡航の經驗を有つた爲めである。その華々しい利益を占めて歸朝した過去の夢を握まんとすることが尋尊の念慮であつた。

西忍——楠葉入道の渡唐船の聞書を書き付けた

ものは、長祿三年十一月の大僧正記を初見とする。その分は綿密に長享四年と享徳元年分の渡航船數と、組合の社寺武門を列記し、貿易品としての銅硫黃太刀等の數量を記し、殊に硫黃は追加して多量の積込のあつたことを示してゐる。次の所見は文明五年六月の社寺雜事記の條項で、天笠人西忍の談として、頗る詳細を極めた所謂渡唐巡風様の列記であるが、それは既刊大日本史料にも抄録されてゐることで、殊更摘記するにも及ばないが、大唐國の方位、貿易船の發着港、并びにその航路南北兩京、明帝の世系、南京の防禦、日本との貿易沿革、勘合、永享中渡唐の實際、當時渡航船の組合者等に互り、細大洩さず記載されてある。それは種々な意味から僧正の好奇心を惹くに充分であつたが、然し彼は之を丹念にノートした丈け

で、あまりそれについて自己の意見を書いてゐなかつた。

第三は文明十二年十二月の條で、翌十三年幕府渡唐船の催しがあるよしの風聞から、西忍を召して貿易談に及んだ筆記である。この條下では主として、交易品の品目を列擧し、西忍の經驗上如何なる貨物が尤も利益を收むるかにつき問答したものと見える。その中に第一、「唐船の利は不可_レ過_二生絲_{一也}」と特記して、將來の唐糸一斤二百五十目のもものは日本にて五貫目、即ち二十倍の利を收むべきを述べ、その他輸出の銅は五倍、金も五倍、硫黃は十餘倍に達することなどを示してゐる。尋尊の質問は漸次西忍の經驗した祕傳に及んだことが解かる。其に直ぐ連続して、文明十五年正月にあつては、重ね／＼西忍の渡唐船物語を書き留めてゐる。最初永享度の渡唐について組合船の船數組合の社寺武門を歴記してゐることは例の如くで

あるが、此記は特に便乗者についての祕事を載せてゐる。それは外官及びその従者について「此外官并從ニハ有徳ノ商人ヲ成カ祕事ナリ、十分一ヲ取故也、一萬貫ニハ一十貫取之者也、日本到來物ニ代物ヲ付テソノ分一ヲ取也、計會仁ハ不可叶事也、能々可「覺悟」事也」とあつて、豪商の便乗を計つて利得を收むべきを云つてゐる。又、商人をも便乗せしめ、その利得を割分すべきものなるを云ひ、次で王城に入らしむべき商人は「イカニモ物ヲラクモタル大商人」たるべきを以てし、これ祕事中の第一なることを告げ、これあればこそ巨額の徳分を收むるを得べきなりと明してゐる。この條項は西忍の經驗談として尤も詳細を盡したもので、當時貿易の利益を具體的に書きたてた資料として、頗る重視せらるべき内容を持つてゐる。斯くてこそ尋尊は日記の場面を惜しげもなく書きつづいた所以である。次で西忍の祕談は更に貿易

品に及び、積込の貨物は可成他種他様を撰び、以て彼土需用の好尚と變化とに備ふべきよしを述べた。彼の言葉を籍りて云へば「就中唐土エ可持物ハ假令百貫勿ニテハ十色ニ物ヲ可持也、其時節々々にて不定故也、一物ニテ十倍二十倍に成事モ在之一物ハ一向ニ不立用シテアル物モアリ、能々可「覺悟」事也」と記してゐるのである。そして經驗上から輸出入の貨物を列記したが、將來品としては生糸が第一用に立つものとしたのはそれとして、道士の古衣、女房の古衣裳の如き、彼土の廢棄物にても、一寸二寸が猶大金になると云つたのは、東山當時の好尚を反映してゐる點に興味を惹くものがある。

續いて文明十七年八月には、西忍が寶徳度の渡唐船入目日記を持參して來たことを記し、その準備に要した費用在留中下行物注文、衣裳日記、歸朝に付引出物の項に分ち、その名の示すが如く、

日記程にせられた詳細な書付である。西忍は猶引つゞいて日記の續きを持參した。それには外官に對する彼地の下行物一切を詳記し、その待遇の善美を盡したる旨を列ねて「凡希代善政國也」の一句で結んでゐる。それは聽かせる西忍の形容を、聽手の尋尊が全く異口同音で書き留めた感嘆の言葉であつたらう。西忍はその翌九月にも猶一回日記中に來訪のよしを記されてゐるが、それには渡唐談は無く、單に兩者の永年に互れる談ひを述べ、

その相當の學才の持主であることを附記してゐる丈けである。そして翌十八年二月には、九十三の天壽を以て逝去したこの老歸化人の閱歷を、例の詳細な筆端に載せてゐる。西忍の聞書は以上で粗々盡きてゐる。猶、大乘院舊藏に尋尊自筆の唐船日記一冊があり、註して「享徳二年三月天笠人楠葉入道西忍渡唐兩度之内第二度日記」とあるが然し内容には多少の出入があるにせよ、文明十七

年入道の持參した日記を抄寫したものである。延徳頃の日記の卷末に寫されたものも同じ性質のものである。然も尋尊はその日記中に唯以上の如き聞書のみ止らず、當時往返した渡唐船そのもの、消息を風聞によつて書き付ける興味と熱心とを忘れなかつた。そして或場合には西忍によつて學んだ豫備知識を以て之を批評した。その著しい代表的記事は、日記明應五年四月のものに左の一節がある。

一、唐船三艘當年可歸朝也。各和泉堺地下人一萬貫雜物積之、三倍四倍ニ可成之間、三艘ハ數萬貫足ナリ、自越中御所大内大友島津三人ニ爲兵糧米一艘宛被下之、罷上可勸進忠旨ニ御内書被仰出各畏入旨申入、御請其御使奉行定光也、爲事實者商人共可爲迷惑者也、不思議之事也、日本王法〔 〕者自異朝可自專之由云々、然上者、號朝寶可迷本朝之本意事〔 〕

少しく難讀の點が文意を晦澁に陥せてゐるけれ

ども、大意は前將軍義植及び綠故の西國大名の横暴の爲め、苦境にある堺商人に同情し、併せて異國自專の風聞をも結び付けて之を書き付けたものである。我等は日記の全體を通じて、大乘院に直接に堺商人の關係の有無を認めることは出来なかつたが、この商人に肩を持つた書き振りは、如何にしても尋尊の腦裡に浸染した利得主義を思はしめる。そして利益を収めるのに都合のよいと思はれる、「凡希代之善政國」たる異朝に對して思慕の心を馳せたかを思はしめる。

尋尊の日記を以て、時代の横斷面を細叙せしめるならば、其豊々にして變化ある場面は容易に盡くべくもない。然し我等の目的とする時勢論は、先づこゝに其等の良材を割愛しても差支はない。平凡なる一貴族僧侶は、以上の縷述によつて何の場面にも光彩ある唯の一齣をも示してゐない。唯

その典型として見られる點は、押寄せた時勢の強瀾怒濤に對して翻弄せられつゝ、方の限り之を防遏せんとして焦心せる光景と、その感情を率直に書き留めたそれ丈けである。描出せられた彼の性癖はあまりに精悍で焦躁の極を示しつゝ、その筆鋒は常識を超えて鋭敏に馳せ理性の發達した一僧正でありながら矛盾冷熱端睨すべからざるものがある。然しそれは剋されて行く階級の感覺を切實に響かせる哀音では無かつたらうか。この觀察點から、應仁文明を中心としたる世の變り目は、この日記を通じて最も精細に窺はれる一つの特色とすべきであるまいか。渡唐船についての餘りに執拗な度々の記事は雄辯な老船頭に感ふれ過ぎた結果かも知れないが、それにしても、利得上の手段として従來の土地一點張りの考から商業上の利益に到達し、或は聞き傳への善政國を謳歌し、堺商人の肩を持つて異朝自專の風評をも書き付ける態

度を持つに至つたのではないか。内地商業にして、その座并びに市に對して之を保護し、歓迎し交通の利便を期待したのは、不知不識の間に時勢に左右せられて、重商主義の色彩を濃厚にしたものではあるまいか。一面その所有地、畿内及北國の庄園は武力を利用して、之が收益を完うせんこ

とを企圖したけれども、その武人は恰も脂膏に移植される蛆卵の如く何時の間にか彼等はその肉片を蠶食して肥大なる成虫となり終へた。庄園崩壞は斯して尋尊の時代には充分その破綻を表したのである。階級闘争の時代は、亦同時に經濟上の大なる變革時代であつた。（二三、八）

歐米の古文書館（中の二）

文學博士 三 浦 周 行

五 古文書の保存（續）

是等の古文書館には大抵最も古い金石文を始めとして紙草から作られた Papyrus 羊皮紙 Parchment より現今の紙に至る迄各種の材料で作られた新古雜多の古文書を藏して居るから其形狀も

もどより大小區々であつて、羊皮紙の公文書の卷物 Roll の如きは、展觀の爲めに數人の手を要する程すばらしく大きいのがあるかと思へば、又二三四方の極めて小さいのもあり、加之羊皮紙の古文書に出張つた S.E. の附着して居るものも少からぬから、取扱上頗る厄介と謂はねばならぬ。